

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
救 助 法 方 法	支 出 の 限 度	救 助 法 方 法	支 出 の 限 度
一 避 難 所 設 置 費	一 人 一 日 当 たり、三 五〇円以 内	一 避 難 所 設 置 費	一 人 一 日 当 たり、三 四〇円以 内
二・三（略）	（略）	二・三（略）	（略）
一 戸 当 た り の 規 模 は、 応 急 救 助 の 趣 旨 を 踏 ま え、 知 事 が 地 域 の 実 情、 世 帯 構 成 等 に 応 じ て 定 め る。	（略）	一 戸 当 た り の 規 模 は、 応 急 救 助 の 趣 旨 を 踏 ま え、 知 事 が 地 域 の 実 情、 世 帯 構 成 等 に 応 じ て 定 め る。	（略）
建 設 し て 供 与 す る 場 合 は、 一 戸 当 た り 六、 八 八 三、 〇 〇 〇 円 以 内 と し、 供 与 終 了 に 伴 う 解 体 撤 去 及 び 土 地 の 原 状 回 復 の た め に 支 出 で き る 費 用 は、 当 該 地 域 に お け る 実 費 と す る。 同 一 敷 地 内 又 は 近 接 す る 地 域 内 に お お む ね 五 〇 戸 以 上 設 置 し た 場 合 は、 居 住 者 の 集 会 等 に 利 用 す る	（略）	一 戸 当 た り 六、 七 七 五、 〇 〇 〇 円 以 内 と し、 供 与 終 了 に 伴 う 解 体 撤 去 及 び 土 地 の 原 状 回 復 の た め に 支 出 で き る 費 用 は、 当 該 地 域 に お け る 実 費 と す る。 同 一 敷 地 内 又 は 近 接 す る 地 域 内 に お お む ね 五 〇 戸 以 上 設 置 し た 場 合 は、 居 住 者 の 集 会 等 に 利 用 す る	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

与貸は又与給の品需必活生他のそ具寝服被			略	与給の品食るよに他のそし出き炊	
世人二	帯世人一	分区帯世	一 住家の全 焼、全壊又 は流失によ り被害を受 けた世帯	一人一日当た り 一、三三 〇円以内	ための施設を 設置できるこ ととし、五〇 戸未満の場合 でも戸数に応 じた小規模な 施設を設置で きる。賃貸住 宅の居室の借 上げにより供 与する場合は 地域の実情に 応じた額とす る。
四二	内以四〇〇八九一	でま月九らか月四(季夏)			
四二	内以四〇〇八二	でま月三らか月〇一(季冬)	略	略	
			略	略	
			略	略	
			略	略	
			略	略	

与貸は又与給の品需必活生他のそ具寝服被			略	与給の品食るよに他のそし出き炊	
世人二	帯世人一	分区帯世	一 住家の全 焼、全壊又 は流失によ り被害を受 けた世帯	一人一日当た り 一、三三 〇円以内	ための施設を 設置できるこ ととし、五〇 戸未満の場合 でも戸数に応 じた小規模な 施設を設置で きる。賃貸住 宅の居室の借 上げにより供 与する場合は 地域の実情に 応じた額とす る。
六四	内以四〇〇二九一	でま月九らか月四(季夏)			
一四	内以四〇〇八一	でま月三らか月〇一(季冬)	略	略	
			略	略	
			略	略	
			略	略	
			略	略	

---

---

一時的に居積等により(土砂の堆は床上浸水は焼半壊又は二住家の半)	帯世の上以人六	帯世人五	帯世人四	帯世人三	帯
	内以額たし算加を円〇〇〇三八きつに一人一人帯世るえ超を人五に円〇〇〇七五	内以円〇〇〇七五	内以円〇〇〇五四	内以円〇〇七三	内以円〇〇〇
	内以額たし算加を円〇〇〇二一きつに一人一人帯世るえ超を人五に円〇〇〇七八	内以円〇〇〇七八	内以円〇〇〇九六	内以円〇〇〇九五	内以円〇〇〇

〃(略)

(略)

〃(略)

〃(略)

一時的に居積等により(土砂の堆は床上浸水は焼半壊又は二住家の半)	帯世の上以人六	帯世人五	帯世人四	帯世人三	帯
	内以額たし算加を円〇〇〇〇八きつに一人一人帯世るえ超を人五に円〇〇〇二五五	内以円〇〇〇二五五	内以円〇〇〇六三	内以円〇〇五六三	内以円〇〇〇
	内以額たし算加を円〇〇〇六一きつに一人一人帯世るえ超を人五に円〇〇〇三四八	内以円〇〇〇三四八	内以円〇〇〇九六	内以円〇〇二七五	内以円〇〇〇

〃(略)

(略)

〃(略)

〃(略)

---

---

帯世の上以人六	帯世人五	帯世人四	帯世人三	帯世人二	帯世人一	分区帯世
五に、四〇〇〇〇〇二	内以四〇〇〇〇二	内以四〇〇〇五二	内以四〇〇〇三二	内以四〇〇〇七二	内以四〇〇〇五二	～でま月九らか月四～季夏
五に、四〇〇〇〇九二	内以四〇〇〇九二	内以四〇〇〇三二	内以四〇〇〇四九二	内以四〇〇〇六三二	内以四〇〇〇四〇二	～でま月三らか月〇一～季冬

住すること  
ができない  
状態となつ  
たものを含  
む。以下同  
じ。～によ  
り被害を受  
けた世帯

帯世の上以人六	帯世人五	帯世人四	帯世人三	帯世人二	帯世人一	分区帯世
五に、四〇〇〇四九二	内以四〇〇〇四九二	内以四〇〇〇四五二	内以四〇〇〇六二二	内以四〇〇〇四八二	内以四〇〇〇三六二	～でま月九らか月四～季夏
五に、四〇〇〇一八二	内以四〇〇〇一八二	内以四〇〇〇三二二	内以四〇〇〇八八二	内以四〇〇〇二三二	内以四〇〇〇一〇二	～でま月三らか月〇一～季冬

住すること  
ができない  
状態となつ  
たものを含  
む。以下同  
じ。～によ  
り被害を受  
けた世帯

品用学	理修急応の宅住たし災被		略
二 一 び通学用品 文房具及 (略)	二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 1 2に掲げる世帯以外の世帯 七〇〇円以内 二 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三、四八〇円以内	一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 一世帯当たり五〇、〇〇〇円以内	略
	略	略	略
	略	略	略
	略	略	略
	略	略	略

内以額たし算加を円〇〇〇四三きつに人一員人帯世るえ超を人  
内以額たし算加を円〇〇〇四三きつに人一員人帯世るえ超を人

品用学	理修急応の宅住たし災被		略
二 一 び通学用品 文房具及 (略)	二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 1 2に掲げる世帯以外の世帯 七〇〇円以内 二 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三、四三〇円以内	一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 一世帯当たり五〇、〇〇〇円以内	略
	略	略	略
	略	略	略
	略	略	略
	略	略	略

内以額たし算加を円〇〇〇七二きつに人一員人帯世るえ超を人  
内以額たし算加を円〇〇〇七三きつに人一員人帯世るえ超を人

住てつよに害災	理処の体死	略	葬埋	与給の
一世帯当たり 一四〇、〇〇〇円以内	一 死体の洗 浄、縫合、 消毒等の処 置費は、一 体当たり三、 六〇〇円以 内 二 死体の一 時保存費 1 (略) 2 既存建 物を利用 できない 場合は、 一体当た り五、七 〇〇円以 内 3 (略)	(略)	一体当たり 大人 二、三 六、一〇〇円 以内 小人 一、八 〇〇円以内 〇〇円以内	費 1 小学校 児童一人 につき五 二〇〇円 以内 2 中学校 生徒一人 につき五 五〇〇円 以内 3 高等学 校等生徒 一人につ き六、〇 〇〇円以 内
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

住てつよに害災	理処の体死	略	葬埋	与給の
一月当たり 一三八、七〇 〇円以内	一 死体の洗 浄、縫合、 消毒等の処 置費は、一 体当たり三、 五〇〇円以 内 二 死体の一 時保存費 1 (略) 2 既存建 物を利用 できない 場合は、 一体当た り五、五 〇〇円以 内 3 (略)	(略)	一体当たり 大人 二、一 九、一〇〇円 以内 小人 一、七 五、二〇〇円 以内 〇〇円以内	費 1 小学校 児童一人 につき四 八〇〇円 以内 2 中学校 生徒一人 につき五 一〇〇円 以内 3 高等学 校等生徒 一人につ き五、六 〇〇円以 内
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 (第十二条関係)

去除の（う）いと「物害障」下以（の）もるいてしぼ及を障支いし著に活生常日で等木材石土たれば運に辺周のそは又居
（略）
（略）
（略）
（略）

別表第二 (第十二条関係)

去除の（う）いと「物害障」下以（の）もるいてしぼ及を障支いし著に活生常日で等木材石土たれば運に辺周のそは又居
（略）
（略）
（略）
（略）

(略)	とび職	左官	大工	土木技術者及び建築技術者	救急救命士	師 准看護師及び看護師	保健師、助産師、看護師及び准看護師	科衛生士	床工学技士及び歯工	技師、臨床検査技師、線技師、診療放射線技師	薬剤師、	歯科医師	医師及び	職別/種別
														日当
(略)	内 〇〇円以 二四、七 当たり 一人一日	内 〇〇円以 二二、四 当たり 一人一日	内 〇〇円以 二三、八 当たり 一人一日	内 〇〇円以 一六、四 当たり 一人一日	内 五〇円以 一四、一 当たり 一人一日	内 〇〇円以 一五、六 当たり 一人一日			内 五〇円以 一六、五 当たり 一人一日			内 〇〇円以 二一、三 当たり 一人一日		日当
	(略)												(略)	
	(略)												(略)	

(略)	とび職	左官	大工	土木技術者及び建築技術者	救急救命士	師 准看護師及び看護師	保健師、助産師、看護師及び准看護師	科衛生士	床工学技士及び歯工	技師、臨床検査技師、線技師、診療放射線技師	薬剤師、	歯科医師	医師及び	職別/種別
														日当
(略)	内 〇〇円以 二四、〇 当たり 一人一日	内 〇〇円以 二一、七 当たり 一人一日	内 〇〇円以 二三、一 当たり 一人一日	内 五〇円以 一六、五 当たり 一人一日	内 五〇円以 一三、九 当たり 一人一日	内 〇〇円以 一五、二 当たり 一人一日			内 〇〇円以 一六、六 当たり 一人一日			内 五〇円以 二一、四 当たり 一人一日		日当
	(略)												(略)	
	(略)												(略)	

別記様式第十四号を次のように改める。

様式第14号（第18条関係）

災 害 救 助 費 払 戻 請 求 書

災害救助費の一時繰替支弁について、別紙「災害救助費払戻請求額内訳」のとおり請求します。

年 月 日

広島県知事 様

市町長 氏 名

災害救助費払戻請求額内訳( )による災害)

種 目 別 区 分		市町繰替支弁分		
		市町		
		員数	単価	金額(円)
I 救 助 業 務 に 要 し た 経 費			円	円
1 救助費				
(1) おそれにおお避難設置	避難所	延人		
	福祉避難所	延人		
	ホテル・旅館等	延人		
	その他( )	延人		
		計		
(2) 避難所設置	避難所	延人		
	福祉避難所	延人		
	ホテル・旅館等	延人		
	その他( )	延人		
		計		
(3) 応急仮設住宅設置	建設型応急住宅	世帯		
	賃貸型応急住宅	世帯		
	応急修理期間中の仮設住宅の使用	世帯		
		計		
(4) 炊出しその他による食品給与費		延人		
(5) 飲料水供給費				
(6) 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与費	全壊(焼)流出	世帯		
	半壊(焼)・床上浸水	世帯		
	計	世帯		
(7) 医療及び助産費	医療	延人		
	助産	延人		
	計	延人		
(8) 被災者の救出費		人		
(9) 住宅の被害拡大を防止する緊急措置費(ブルーシート展張費)	自力又はボランティアによる施工	世帯		
	建設団体企業等による施工	世帯		
		計		
(10) 日常生活に必要な部分の修理費(住宅の応急修理費)	半壊(焼)以上	世帯		
	準半壊	世帯		
	計	世帯		
(11) 生業に必要な資金の貸与費		世帯		
(12) 学用品の給与	小学校児童	人		
	中学校生徒	人		
	高等学校等生徒	人		
	計	人		
		人		
(13) 埋葬費	大人	体		
	小	体		
		計		
(14) 死体の捜索費		体		
(15) 死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体		
	一時保存	体		
	検案	体		
		計		
(16) 障害物の除去費		世帯		
(17) おそれ段階における輸送費				
(18) 輸送費				
(19) おそれ段階における賃金職員等雇上費		人		
(20) 賃金職員等雇上費		人		
2 実費弁償		人		
3 扶助金		件		
4 損失補償		件		
II 救助事務に要した経費				
市町村事務費				
III 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費				
(合計)				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。